

1 審査の概要

(1) 審査の方法

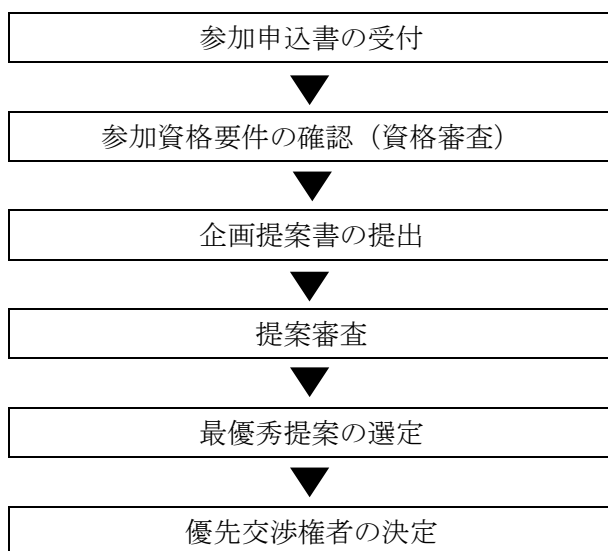
- ・本事業の公募に応募する者（以下、「応募者」という。）からの本事業の実施に係る提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。
- ・審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格および提案書の提案内容に関する「提案審査」による 2 段階で実施する。
- ・資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

(2) 審査の体制

- ・寒川町職員により審査するものとする。
- ・提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえて、本事業の優先交渉権者を決定するものとする。

(3) 審査の手順

- ・審査の手順は、以下のとおりとする。



2 審査基準

(1) 資格審査

実施要領において示す応募者の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査（プレゼンテーション・質疑応答）

ア 提案価格の確認

参加資格審査を通過した者の本事業に対する提案価格が、提案限度額を超えていないことを確認する。この提案価格が提案限度額を超える場合は失格とする。

イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁に示す審査項目ごとに、「提案内容の評価点の配点」に基づき、選定委員会の各委員が審査し採点する。

審査項目ごとに各委員の評価点の平均値を算出し、合算したものを総得点として提案内容の評価点とする。

得点化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

また、評価点に対して5割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案の中から候補となる提案を選定する。なお、「提案内容の評価点の配点」に示す1～4の大項目ごとに対しても、5割を最低基準点とし、1つでも下回った場合、失格とする。

<評価点付与基準>

評価区分	判断基準	評価点
A	提案内容が、優れている	配点×1.0
B	提案内容が、概ね優れている	配点×0.8
C	提案内容が、普通である	配点×0.6
D	提案内容にやや不安がある	配点×0.4
E	提案内容に不安がある	配点×0.2

＜提案内容の評価点の配点＞

審査項目	審査の視点	配点
1. 業務内容の理解度	本事業を実施する目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2. 組織体制	本事業に有効な知識・ノウハウを有しているか。	20
	本事業を実施できる組織体制やスケジュールとなっているか。	10
	提案内容に実績や実例など根拠があり、実現性のある内容であるか。	10
3. 特定テーマに対する企画提案	提案内容の説明が十分であり理解しやすいか。	10
	業務内容が仕様書を満たした必要十分な内容となっているか。	10
	その他、業務の効果的な実施に向けた工夫や独自の提案等が含まれているか。	30
	提案内容がワーキングやワークショップに参加する者にとって、期待が膨らむものとなっているか。	30
	提案内容が本業務の終了後にも活用可能な、先を見据えた提案となっているか。	30
4. 価格提案書	本プロポーザルにおける提案価格の最低金額。 5点×提案価格のうち最低価格/自社の価格	5
合計		175